

# 福重ファイティングビーンズ運営方針

## 1 チームの目標

チームに所属するすべての子どもがバスケットボールの楽しさや素晴らしさを味わうことのできるチームを目指します。

## 2 チームの基本姿勢

- (1) 日本バスケットボール協会（JBA）及び福岡県バスケットボール協会（PBA）が定める各種規定等を順守します
- (2) 選手の人格と個性を尊重します
- (3) 暴言、罵声、選手を傷心させる言動等を本意、不本意に関わらず慎み、品格をもって指導にあたります
- (4) ルールを守る、審判に従う、相手をリスペクトするなどフェアプレイ精神を育てます
- (5) 勝利を「目的」とせず、勝利は全ての選手が共有し合う「目標」とし、バスケットボールを楽しみと感じさせる「手段」と考えます
- (6) 末永くバスケットボールを愛する気持ちを持たせることを指導の第一目的とし、全ての選手に等しく精力を傾け、大人（指導者）の自己満足と自身の欲求達成の為の行動を否定します
- (7) 無限の可能性を秘めた大切な選手を授かる意識を常に持ち、けがや故障の予防安全と健康管理に万全を期します
- (8) コミュニケーションを取りながら公平で民主的なチーム運営を心掛けます
- (9) 基本を忠実に選手の技術向上に全力を傾けます
- (10) 感謝の気持ちと礼儀作法を大切にし、元気で健やかな選手の育成に努めます
- (11) 指導者は選手の憧れになるような人格を磨きます

## 3 本チームが対象とする児童について

- (1) 本チームは、福重小学校区に在籍する児童を対象とします
- (2) 校区外の児童が入会を申し込んできた場合は、入会を承認するかどうか役員会で検討します

## 4 移籍について

- (1) 移籍については、JBA及びPBAの規定に従います
- (2) 移籍を行う場合は、役員会に申し出ることとします

# 福重ファイティングビーンズ規約

## 第一章 総 則

(名称)

第1条 本クラブは、福重ファイティングビーンズという。

(所在地)

第2条 本クラブの所在地は、福岡市西区福重4丁目25-1に置く。

(目的)

第3条 本クラブは以下項目を目的とする。

1. バasketボールの知識を学び、練習や試合を通して楽しく運動する。
2. Basketballボールの活動をもって体力の向上をはかる。
3. Basketballボールの活動を通して、親類・友人・教師及び地域の人々と交わる能力と社会的な振舞い方の能力を養い、挨拶の励行を身につける。
4. Basketballボールの活動を通して、家庭生活・学校生活に対する自己表現能力や自主性を身につける。
5. 本クラブは学校の活動とは一切関係のない社会体育クラブである。

## 第二章 部 員

(入部資格)

第4条 本クラブに入部するものは、小学生の男女とする。

(入部手続)

第5条 本クラブに入部するものは、所定の手続きに従い申し込む。

入部時には誓約書の提出を必要とする。

(会費の納入)

第6条 部員は、次に定める会費を納入するものとする。

- ① 入会金
- ② 月会費
- ③ スポーツ保険料
- ④ ユニフォーム積立金
- ⑤ 交通費
- ⑥ 個人登録料

(会費の不返還)

第7条 一度納入した会費は、理由の如何を問わず返還しないものとする。

(入・退部)

第8条 入・退部について必ず男子責任者・女子責任者に届け出をすること。

第9条 本クラブに次の役員を置く。

- ① 総代表兼コンプライアンス担当者 1名
- ② 男子責任者 1名 副責任者 1名
- ③ 女子責任者 1名 副責任者 1名
- ④ 会計 男女各1名
- ⑤ 体育館取り責任者 2名 (男女責任者兼任)
- ⑥ 文化祭実行責任者 2名
- ⑦ 交通費係 男女各1名

役員の任期は1年とする。但し、場合により再任有とする。

### 第三章 会 議

(保護者会議)

第10条 本クラブの決議機関であって次の議事を審議し、必要な月に開催できる。

1. 予算及び決算
2. 役員を選出
3. 規約の改正

### 第四章 会 計

(経費)

第11条 本クラブの経費（大会参加費・登録費・事務通信費・謝礼等）は次にあげるものをもって支弁する。

1. 会費
2. 補助金及び寄付金
3. その他の収入

(管理)

第12条 本クラブの資金は会計担当者が管理する。

(会計年度)

第13条 本クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### 第五章 事故の責任

(保険の加入)

第14条 部員は、スポーツ保険に加入しなければならない。

入部の際、誓約書提出後または体験入部時に加入することとする。

クラブの活動中・試合等での障害についてはスポーツ安全保険を適用するものとする。

### 第六章 附 属

(規約の変更)

第15条 この規約の条約は、保護者会議において随時改正することができる。

(細則)

第16条 本規約に定めない事項、及びクラブ活動への参加の心得・注意事項は別表にて定める。

(附記)

第17条 本規約は、2012年4月1日から施行される。

## 細 則

### 《誓約書》

#### 誓 約 書

福重ミニバスケットボールクラブで活動・参加中に発生した事故については、クラブの引率者・指導者及びその協力者には一切責任を問わず、当事者(部員)とその保護者で責任を負うことを誓約いたします。

尚、スポーツ保険は適用されます。

### 《会費》

1. 入会金1000円、スポーツ保険料800円/年を入部時に納める。
2. 月会費は3000円とし、毎月第1週目の練習日に納める。  
(但し、兄弟割引として2人目からは2000円とする。)
3. 9歳(4年生)以上は、競技者登録料として1200円/年を納める。
4. 交通費として1000円/月を納める。
3. ユニフォーム積立金として500円/月とする。
4. 体験入部が1週間以内の場合、入部した月の会費は半額とする。
5. 退部届を提出した場合の会費は、その月までの会費を納入するものとする。

### 《活動日時》

月曜・木曜	PM5:00～PM7:30
土曜	PM1:00～PM4:30
日曜	PM4:30～PM7:30

\*学校行事を優先とする。

\*練習日に祝日が重なっても上記の通りとする。

### 《クラブ参加の注意事項》

1. 学校行事・学習活動終了後、参加すること。
2. 挨拶をして参加すること。その他、友人・先生・地域の人達に会った時も必ずその場に応じた挨拶をする。日常生活においても同様である。
3. 正しい服装で参加すること。運動に適し、又、小学生にふさわしい服装で参加する。
  - \*服装・Tシャツ（冬場はトレーナーも可）・ハーフパンツ
  - ・バスケットシューズ・ソックス・シューズ
4. 各施設並びに道具等は大切に使用すること。特に、体育館使用時に借用しているものは十分に注意をする。尚、クラブのユニフォーム・ボール等の紛失の場合は、紛失した個人が弁償すること。
5. 健康に留意して参加すること。体調のすぐれない場合は、見学すること。
6. 練習・試合の為登校する場合、自転車の使用は許可するが、十分に注意をして登校すること。
7. 練習・試合の為登下校する場合、ボールを投げたり、ついたりには絶対にしないこと。
8. 練習・試合時には、金銭はもちろん、菓子・ジュース・玩具等は絶対持参しないこと。
9. 練習・試合時には、スクイズボトル・ペットボトルに水・スポーツ飲料・お茶以外は入れないこと。
10. 金銭の貸借は絶対にしないこと。

### 《練習時の注意事項》

1. 自主的・積極的に練習に取り組み、技術・体力が向上するよう自らが進んで練習すること。
2. 仲間と励ましあってムードよく練習し、練習中も声援し士気を高めること。
3. 練習中は私語や怠慢な行動は避け、小学生らしく元気に迅速に行動すること。
4. 体育館・道具等の準備及び終了後の後片付けは自ら積極的に取り組むこと。  
使用後のモップがけ、更衣室の整理整頓、そして最後に戸締りを確実に行うこと。
5. 指導者や先生・先輩または保護者の方の注意には素直に「はい」と大きな声で返事すること。

### 《試合時の注意事項》

1. 練習の成果が十分に発揮できるよう全力を尽くすこと。
2. マナーを守り、正々堂々と最後までプレーすること。
  - \*審判のジャッジには素直に従うこと。
  - \*ファールの場合には素直に手を上げること。
  - \*相手のファールや退場時には、手を叩いたり、笑ったりしないこと。
  - \*フリースローの場合は全員静かにすること。
  - \*ベンチからの声援動作には気をつけること。(保護者席も同様)

3. 試合会場での注意

- \*他校への練習・試合に行く場合、外用ボールは持っていかない。
- \*校内・体育館内の掲示板や施設・その他の物に絶対に触れないこと。
- \*ゴミ等は各自持って帰ること。
- \*上履き・下履きの区別をつけること。

4. 試合前・試合後には、必ず挨拶をすること。特に、他の学校の先生や生徒・指導者・保護者の方には進んで挨拶をすること。

5. オフィシャルの正しい知識を習得し、試合では進んでオフィシャルを行うこと。

《クラブ活動の永続》

1. 誰からも信頼され、好感をもたれるクラブになるように努める。

- \*学校では、委員活動・各クラブ活動及びその他の学校行事において、その任務・役割等責任を持って行うこと。
- \*学校では、先生・保護者の方等進んで挨拶をすること。
- \*クラスでは、係の役割分担等自ら進んで行動し、どの友達とも仲良くすること。
- \*家では、自分のことは自分で責任を持って行動し、積極的にお手伝いをすること。
- \*クラブを続けて行く為にお世話になっている方々に対して感謝の気持ちを忘れないこと。

2. 安全に気をつける。

- \*練習中・試合中には救急箱を用意すること。
- \*練習前・試合前には十分な準備運動を行うこと。

《保護者の協力》

1. 練習日の当番
2. 試合時の車での送迎・引率
3. 試合時の指導者の弁当や飲み物の準備
4. 練習日の部員の帰途安全指導及び後片付けの点検・忘れものの有無の確認
5. 試合時の見学及び応援
6. 上記1. は当番制とするが、交代する場合は当番同士で話し合うこと。
7. 体育館の使用後の点検及び戸締りは、保護者が必ず最後に行うこと。  
尚、体育館の鍵の受け渡しは保護者間で行い、部員には渡さないこと。
8. 集合や解散の時間により、保護者の送迎の協力をお願いすることもある。

以上

2019年5月1日改訂